

平成 28 年 2 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

**企業会計基準適用指針公開草案第 55 号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針（案）」
に対する意見**

有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター

貴委員会から平成 27 年 12 月 10 日付で公表されました企業会計基準適用指針公開草案第 55 号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針（案）」に対して、下記のとおり意見を申し上げます。

**1. 本公開草案第 7 項(2)②イに定める差分を考慮する税率の算定について（第 7 項、第 8 項
及び設例 2）**

【コメント】

「平成 28 年度税制改正の大綱」（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）によれば、法人事業税（所得割）の制限税率は標準税率の 2 倍（現行：1.2 倍）に引き上げるとされているが、制限税率がいかなる税率となった場合においても第 7 項及び第 8 項の考え方が有効か、本文又は結論の背景へ明示いただきたい。

【理由】

制限税率が現行の標準税率の 1.2 倍から 2 倍となった場合、本公開草案第 8 項(1)により算定した結果と第 8 項(2)により算定した結果について、本公開草案の起案時点で想定されていた以上の相当な影響が生じる可能性があるが、本来、制限税率の幅によって適用すべき税率の考え方が異なるべきではなく、制限税率がいかなる税率となった場合において第 7 項及び第 8 項の考え方が有効か、確認させていただきたい。

2. 中間（連結）財務諸表及び四半期（連結）財務諸表における適用時期について（本公開草案第10項）

【コメント】

中間（連結）財務諸表及び四半期（連結）財務諸表についても、平成28年3月31日以後終了する中間（連結）会計期間に係る中間（連結）財務諸表及び四半期（連結）累計期間に係る四半期（連結）財務諸表から適用される旨、本文又は結論の背景へ明示いただきたい。

【理由】

中間（連結）財務諸表及び四半期（連結）財務諸表についての適用時期について、明文化されていないため、確認させていただきたい。

3. 税率変更以外の税制改正項目に関する取扱いについて

【コメント】

税効果会計に適用する税率の取扱い以外の税制改正項目についても本公開草案と同様、決算日において国会で成立している税法に規定されている項目にそって税効果会計を適用する旨、本文又は結論の背景へ明示いただきたい。

【理由】

平成27年12月24日に閣議決定された「平成28年度税制改正の大綱」によると、欠損金の繰越控除制度等の見直しが予定されている。

本公開草案においては、税効果会計に適用する税率の取扱いについて明文化されているが、税率の取扱い以外の税制改正項目についての取扱いは本公開草案で明文化されていないため、確認させていただきたい。

4. 決算日後の税制改正成立時の取扱いについて

【コメント】

決算日後において税制改正が国会で成立した場合、当該税制改正項目は開示後発事象に該当する旨、本文又は結論の背景へ明示いただきたい。

【理由】

本公開草案第5項では「法人税、地方法人税及び地方法人税について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率は、決算日において国会で成立している税法（法人税、地方法人税及び地方法人特別税の税率が規定されているもの（以下「法人税法等」という））に規定されている税率による」とされているが、決算日後において税制改正が国会で成立した場合の取扱いは本公開草案で明文化されていないため、確認させていただきたい。

以 上

連絡先：有限責任監査法人トーマツ テクニカルセンター

河合 厚治

待鳥 益男

和田 夢斗

03-6213-1070